

令和 8 年大和市農業委員会第 6 回総会議事録

令和 8 年 6 月 2 6 日（金）午前 1 0 時開会

大和市役所 5 階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1 番 高 橋 守 委員

2 番 大 沼 茂 樹 委員

3 番 眞 壁 浩 二 委員

4 番 遠 藤 一 直 委員

6 番 渡 邊 みどり委員

7 番 富 澤 克 司 委員

8 番 田 邊 義 之 委員

1 0 番 荻 窪 登 委員

1 1 番 池 田 俊一郎委員

1 2 番 木 村 賢 一 委員

1 3 番 古谷田 和 子 委員

1 4 番 保 田 雄 一 委員

1 5 番 長谷川 慶太郎委員

1 6 番 関 水 好 美 委員

2. 本日の欠席委員

な し

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長 石井 一郎

次長 山本 春美

主査 富田 規裕

主査 近田 拓朗

4. 本日の議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 諸報告

日程第 3 報告第 1 8 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

日程第 4 報告第 1 9 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

日程第 5 報告第 2 0 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出

について

- 日程第 6 報告第 2 1 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 日程第 7 報告第 2 2 号 非農地証明について
- 日程第 8 議案第 1 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 1 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

- 報告第 1 8 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 報告第 1 9 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- 報告第 2 0 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出について
- 報告第 2 1 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 報告第 2 2 号 非農地証明について
- 議案第 1 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 1 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について

午前 10 時 00 分 開会

○議長 ただいまの出席委員は 14 人で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 8 年 6 月大和市農業委員会第 6 回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、14 番、保田雄一委員、15 番、長谷川慶太郎委員を指名いたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、総会資料 1 ページをごらんください。

5 月 28 日、さがみ農業協同組合第 31 回通常総代会が茅ヶ崎市で開催され、眞壁会長が出席されました。

同じく 5 月 28 日、第 89 回大和市開発審査会が開催され、長谷川委員が出席されました。

6 月 5 日、令和 8 年度農業委員会会長・事務局長及び市町村農政担当部課長会議が横浜市で開催され、眞壁会長が出席されました。

6 月 18 日、やまと産業フェア 2026 第 1 回実行委員会が開催され、田邊委員が出席されました。

6 月 23 日、神奈川県農業会議第 57 回通常総会が横浜市で開催され、眞壁会長が出席されました。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等何かございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 5 月 28 日に第 89 回大和市開発審査会が開催されまして、3 件の審査案件がございました。そのうち 1 件が、前回の農業委員会総会で議題に上がりました上和田の案件でございまして、開発審査会でも無事通過いたしました。ここにご報告させていただきます。

以上になります。

○議長 ありがとうございました。

 そのほかございますでしょうか。田邊委員。

○田邊委員 6月18日にやまと産業フェアに関する第1回実行委員会が開催されました。内容といたしましては、産業フェアについての基本計画概要等の説明でありました。また、今年のテーマは「新しい大和の魅力を見つけよう 街も会社ももっと元気に」をコンセプトに取り組んでいただければとのことでした。

 私からは以上であります。

○議長 ありがとうございました。

 そのほかございますでしょうか。

 (発言者なし)

○議長 それでは、私からですが、6月5日の会長・事務局長会議ですけれども、その中で女性協議会活動計画というものがあまして、女性の委員の割合を早期に2割にしたいと。令和12年度までに3割にしたいと、そのようなお話がありました。

 また、先日の23日、農業会議の通常総会57回に出席しましたが、各議案は全て承認をされました。役員の選任についての議案もありましたが、現会長のほか、そのまま再任ということでございました。

 私からは以上でございます。

 本件は報告案件につきまして、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第3、報告第18号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題に供します。

 事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第18号についてご説明いたします。

 議案書1ページの2件がありました。いずれも相続により所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

 説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

 これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

 (発言者なし)

○議長　　よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長　　日程第４、報告第１９号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、日程第５、報告第２０号、農地法第５条第１項第６号の規定による所有権移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　　それでは、ご説明いたします。

報告第１９号については議案書２ページの２件が、報告第２０号については議案書３ページの６件がございました。案内図は総会資料の３から５ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長　　事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員　　総会資料の４ページ、５条の届出の４番ですけれども、かなり狭小な面積のものです。なぜこのタイミングでこの５条申請が出てきたのでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　こちらは、隣の宅地と合わせて売却予定ということで、その所有権移転前に地目変更をしたいということで今回出てきたということです。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　そうしますと、今回の対象の土地の周囲に農地に相当するものはない、という認識でよろしいでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　そのとおりです。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　ありがとうございます。

○議長　　ほか。木村委員。

○木村委員 2 ページの 2 番、これは自宅の建て替えということになりますか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらは自宅の建て替えと伺っております。

○議長 木村委員。

○木村委員 建て替えで、地目の変更等は今回ないのですか。

○議長 事務局。

○事務局 基本的には、転用したら地目の変更していただくことになると思います。

○議長 ほかいかがでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第 6、報告第 21 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第 21 号についてご説明いたします。議案書は 4 ページ、案内図は総会資料の 6 ページになります。

生産緑地を所有していた被相続人が、令和 8 年 1 月 12 日に死亡したことにより、相続人である長女夫妻が、生産緑地法第 10 条に定める生産緑地の買取り申出を行うために、被相続人の主たる従事者証明を願い出たものです。

本件の被相続人は、87 歳ころまで歩けている間は農作業を行っており、入院を機に車椅子生活になってからは経営方針を家族に指示していましたので、主たる従事者であると判断できます。

現地は肥培管理がなされています。ついては、申出人と保田委員とで、令和 8 年 5 月 19 日に現地を確認の上、主たる従事者であることを確認し、証明したものです。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。

保田委員、お願いします。

○保田委員 事務局の説明のとおり、５月１９日に私と事務局で現地を確認いたしました。現地は管理されておりました。また、被相続人が主たる農業従事者であったことは確認しており、やむを得ないと思います。

以上になります。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第７、報告第２２号、非農地証明についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第２２号についてご説明いたします。議案書５ページ、総会資料は８、９ページをごらんください。

非農地証明をした土地、申請人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。申請地は、総会資料８ページの斜線で示した土地になります。面積は７２㎡となります。登記地目は畑、課税は公衆用道路となっています。

現地は、平成元年ごろ隣接する県道４５１号の歩道整備事業が実施された際、道路との高低差を解消し路肩の崩落を防止する目的で神奈川県により石積みが築造されました。以来、現在に至るまで農地として利用しておりません。平成８年撮影の航空写真により現在の石積みが存在していることが確認でき、畑として活用できない土地で、農地性がないと判断できます。

現地確認につきましては、令和８年４月７日に、事務局、大沼委員、渡邊委員、木村委員及び申請代理人の立ち会いのもと、状況を調査いたしました。農地の区分については、水道管、下水管の２管が埋設されている南側道路に接道していることから、第３種農地と判断いたしました。

申請地の現況は、位置、面積、形状等から見て農地の用に供することができないものであり、農地に復元することが困難で、周辺農地に支障を生じるおそれがなく、過去１０年以上違反転用として追及されておらず現在に至っております。また、今後も違反転用として追及する見込みがないことから、神奈川県

農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に規定する非農地の定義を全て満たしているため、会長専決により非農地証明したことをご報告いたします。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。

大沼委員、お願いします。

○大沼委員 4月7日に、私と木村委員、渡邊委員、事務局とで申請代理人とお会いし、現地を確認いたしました。事務局から説明があったとおりであり、今回の非農地証明についてはやむを得ないと考えます。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 この案件は、前回の総会の際の延長線の案件だと思うのですが、今回対象の土地の北側の耕作地については、これからも耕作していく予定なのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらは、これからも変わらず耕作すると伺っています。耕作といっても、ここは今農園を開設しているところですので、そのような利用状況になります。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 この農園の所有者と今回の申請人とは同一人になるのでしょうか、別の方なのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 同一となります。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○議長 そのほかございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第 8、議案第 12 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第 12 号についてご説明いたします。議案書 6 ページ、資料 10 から 11 ページをごらんください。

申請内容は記載のとおりでございます。申請地の位置図は、総会資料 10 ページに斜線で示しております。地目は畑で、現況も畑となっております。転用目的は、貸資材置場及び駐車場です。横浜市で解体業を営む法人に貸出す計画です。申請人については、加齢により耕作が困難になってきており、後継者もないため、申請地の有効活用を考えていたところ、不動産会社の紹介を通して法人の資材置場及び駐車場として借りたいという申入れを受け、転用するに至りました。

借受法人は、これまで横浜市を中心に事業を行ってきましたが、今後は、事業を拡大して県央エリアでも活動するために、資材、車両の置場を探していました。申請地は、法人の横浜事務所から車で約 30 分、東名高速道路綾瀬スマートインターチェンジまで車で 20 分ほどであり、位置として妥当です。また、法人は、厚木市や藤沢市でも候補地を探しましたが、工事車両の搬入が困難であったり所有者に賃貸での契約を断られるなど、ほかに適地はなかったとのことです。

転用につきましては、重機の回送用車両が 1 台、ダンプが 1 台、普通車 3 台の駐車スペースとユンボ 3 台とアタッチメントの置場、工具や資材の置場を確保する計画であり、面積は妥当であると考えます。被害防除につきましては、道路に面した南側を除く 3 方向に 2 段積みコンクリートブロックを設置して、土砂流出等周囲への影響を未然に防止します。申請地は砂利敷仕上げとし、雨水は自然浸透で処理する計画です。農地の区分は、市街化区域に近接し、農地の広がり 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地と判断いたしました。

令和 8 年 6 月 17 日に、申請人の代理人、田邊委員と事務局で現地にて確認を

行っております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。

田邊委員、お願いします。

○田邊委員 6月17日に、私と事務局と一緒に現地に赴き、今回の申請代理人の方とお会いし現地確認を行いました。内容につきましては事務局の説明のとおりであり、本申請の意思確認をし、解体業を営む法人の資材置場及び駐車場として利用していく説明を受けるとともに、産業廃棄物の置場として利用しない旨の口頭確認、隣地が市民農園であることから、車両等の油漏れは起こさないように伝えました。

つきましては、現地の境界周辺の被害防除等申請人の代理人から直接確認することができたことから、今回の転用については問題ないと思われます。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 この事業者がこの対象の土地を利用する場合に、どのぐらいの頻度で車の出入りがあるのか聞きたいです。前面の接道している道路があまり太くないようで、先ほどの重機が頻繁に出入りするようであれば、周囲への影響など、どのようなものなのかというのがちょっと気になったところです。

○議長 事務局。

○事務局 現地の立ち会いの際に確認等は取っておりませんが、車で利用する分には、入るためのスペースは入り口部分に取ってあるので、問題なく利用できるとは考えております。

私からは以上でございます。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○議長 そのほかございますでしょうか。池田委員。

○池田委員　　このところの境界線ですけれども、雨水の浸透ますでやるのですが、この土地が高いことによって、今台風が来ていますが、かなりの雨量が見込まれる場合に、周辺に水が漏れることはないようにはなっているのでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　砂利地仕上げで、自然浸透という形でございます。水が漏れるということは想定していない形でございます。

○議長　　池田委員。

○池田委員　　基本的には自区内処理ですので、自区内で処理することが当然なのですから、浸透ますを幾つ置く予定なのか。

○議長　　事務局。

○事務局　　自然浸透という形になりますので、特にますを設置するという形ではございません。こちらの周囲三方にはコンクリートブロックを２段積みで設置しますので、水があふれ出ることはあまりないのではないかと考えております。
私からは以上でございます。

○議長　　池田委員。

○池田委員　　砂利を敷いた上で自然に浸透させていくということですね。それで十分なのでしょうか。境界線の問題も、例えば漏れないように工夫するとか、ブロック塀で囲うとか、そういうことは考えられていなかったのですか。

○議長　　事務局。

○事務局　　今回、自然浸透ということで、現状それ以上のものは求められていないかと思えます。一応、境界にはコンクリートブロックが２段積みでございまして、直接水はあふれない形ではございます。それ以上について求めるということは、現状は想定しておりませんでした。

○議長　　池田委員。

○池田委員　　わかりました。

○議長　　木村委員。

○木村委員　　今の再確認になってしまいますけれども、これは南側の道路は何m道路になっているのですか。

○議長　　事務局。

○事務局 4 m道路でございます。

○議長 木村委員。

○木村委員 周りのコンクリートブロック積みが3方向という話がありましたが、2段積みというと低い感じがするのですが、廃棄物は置かないということなので、2段積みでも大丈夫かな、とは思いますが。

○議長 事務局。

○事務局 2段積みということで、高さ自体はそれほどありませんけれども、車を置くのと足場などの資材を置くような形でございまして、特に廃棄物等は置かないと聞いておりますので、問題はないかと考えております。

○議長 木村委員。

○木村委員 ブロック2段積みといたら60 cmくらいになると思うのですが、周りの土地に影響がなければいいなと思い質問しましたが、わかりました。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 木村委員の高さの関係、自分も現地で先方には伝えました。先方からは、高くすることもできるのだけれども、隣が市民農園だから日陰の問題が発生してしまうのでなかなか難しいですという回答がありました。

以上になります。

○議長 ほかございますか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第12号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを採決いたします。

本件を、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第12号は、許可相当とすることに決定いたしました。

○議長 続きまして、日程第9、議案第13号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画案についてを議題に供

します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　それでは、議案第 13 号についてご説明いたします。更新の案件でございます。議案書の 7 ページ、資料は 12、13 ページになります。

大和市長から、令和 8 年 6 月 10 日付で農用地利用集積等促進計画案について諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は 1,540 m²です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日までの 5 年 4 カ月間、賃貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在 1 万 4,046.5 m²を経営しています。農業経営者 1 名、農業専従者 3 名の計 4 名で農業経営を行っております。

令和 8 年 6 月 4 日に木村委員と事務局で現地に赴き、借人に聞き取りを行いました。以上の計画の内容は、借人の経営状態、従事日数など農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしており、特に問題ないと考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長　事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。

木村委員、お願いします。

○木村委員　今、事務局からありましたように、6 月 4 日に事務局と現地に参りまして、借人とお会いしまして確認いたしました。現地は 12、13 ページでござんいただきますように、非常に整然とした土地で、管理されておりました。貸し付けることに問題ないと思います。

以上です。

○議長　地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、意見はございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員　契約期間ですけれども、5 年 4 カ月という、年単位ではなく数カ月分、中途半端かなと思うところがあるのですが、この 5 年 4 カ月になっている、恐

らくはほかの借りている農地と一緒に合わせてというようなイメージだと思うのですが、そのあたりは、なぜ5年4カ月なのかということが1つ。

あと、一般的な話として、この契約期間、以前もあったと思うのですが、何年から何年までという設定できる期間は決まっているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 終了年月日は、年末にそろえているところはこちらの都合でして、ここ数カ月前から年末を終期にするようにお願いして、そのようにそろえさせていただいています。

期間に関しましては、何年以上とか何年以下とか決まっているわけではないですけれども、農地中間管理事業では、基本的には10年以上が推奨されているという状況ではあります。

以上です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 10年以上を推奨ということで、10年未満でももちろん構わないということだと思うのですが、では、なるべく10年以上というのが方針というか、そういう感じになっているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 そのようになっております。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○議長 そのほかございますでしょうか。田邊委員。

○田邊委員 1点だけ確認させていただきます。今回の権利の設定を受ける方について、12月総会の時には経営面積が1万5,085.5㎡、今回1万4,046.5㎡ということで、多分大和市では面積を減らしていないと思うのですが、それでも、横浜市で減ったのかと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらは瀬谷区の1筆を解約したと伺っています。

○田邊委員 どうもありがとうございます。

○議長 そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

(発言者なし)

○議長　それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第 13 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案について採決いたします。

諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長　挙手全員であります。よって、本件は諮問どおり答申することに決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和 8 年 6 月大和市農業委員会第 6 回総会を閉会いたします。

午前 10 時 34 分　閉会